

茅野市ブロック塀等防災対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による危険ブロック塀等の倒壊及び転倒による被害防止のため、茅野市建築物耐震改修促進計画に基づき、危険ブロック塀等の撤去、補強及び改修の工事を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 地震によって倒壊又は転倒した場合に、当該ブロック塀等に接する道路の通行を妨げ、又は通行人に対して被害を与えるおそれがあるブロック塀等であつて、地面からの高さが70センチメートルを超え、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア ひび割れしているもの
 - イ 破損しているもの
 - ウ 傾斜しているもの
 - エ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第61条又は第62条の8の規定の基準に適合しないもの
- (3) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 危険ブロック塀等の所有者又は市長がこれに準ずる者として認めるもの
- (2) 危険ブロック塀等が建築基準法第42条第2項に該当する道路に面する場合にあつては、同項の規定により道路境界線とみなされる線内の危険ブロック塀等を撤去する者
- (3) 過去に同一画地にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納のない者

(補助対象事業、対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、他の補助金制度の適用を受ける事業は、対象としない。

補助対象事業	対象経費	補助金額
危険ブロック塀等撤去事業	道路沿いの危険ブロック塀等を撤去する工事に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額。ただし、1画地につき10万円を限度とする。
危険ブロック塀等補強事業	道路沿いの危険ブロック塀等を令第61条の規定に適合する塀又は令第	当該事業に要する経費の2分の1以内の額。ただし、1画地につき10万円を限度とする。

	62条の8の規定に適合するブロック塀に補強する工事に要する経費	
危険ブロック塀等改修事業	道路沿いの危険ブロック塀等を撤去し、新たに安全な工作物等（令第61条の規定に適合する塀、令第62条の8の規定に適合するブロック塀又は軽量の塀等（生け垣、フェンス、板塀等をいう。）をいう。）を築造する工事に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額。ただし、1画地につき15万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茅野市ブロック塀等防災対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象となるブロック塀等が所在する土地の案内図
- (2) 見積書の写し
- (3) 工事施工箇所・内容が分かる図面
- (4) 施工前の状態を撮影した写真
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容について審査及び現地調査し、相当と認めたときは、茅野市ブロック塀等防災対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認の申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、茅野市ブロック塀等防災対策事業変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 工事が予定の期間内に完了しないとき

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、茅野市ブロック塀等防災対策事業変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第8条 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、茅野市ブロック塀等防災対策事業中止届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、茅野市ブロック塀等防災対策事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、すみやかに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書及び領収書の写し
- (2) 施工中及び施工後の状態を撮影した写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、茅野市ブロック塀等防災対策事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に茅野市ブロック塀等防災対策事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行し、平成30年度の補助金申請分から適用する。

(平成30年度から平成31年度までの間の特例措置)

2 平成30年度から平成31年度までの間において事業が完了した危険ブロック塀等についての第4条第1項の表補助金額の欄の規定は、「10万円」とあるのは「15万円」と、「15万円」とあるのは「20万円」とする。